

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

幸手市長 木村 純夫

市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)
地域名 (地域内農業集落名)	幸手・行幸地区 (天神町、牛村、田宮、浪寄、内国府間第一、内国府間第二、内国府間第三、東町、荒宿、仲町、久喜町、助町、中川崎、下川崎、上千塚、下千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の北西部に位置する水田地帯で水稻を中心に作付され、集落周辺の農地では野菜等の畑作が行われている。

令和5年度に実施した地域計画策定に向けたアンケート調査の結果によると、今後の農業経営の意向として拡大が1.6%、縮小が56.1%、現状維持が40.6%となっており、高齢化や後継者不足により、縮小意向が高くなっているため、圃場の大区画化など耕作がしやすい環境の整備を行い、拡大希望の農業者への効率的な農地の集積・集約及び地域外から新たな担い手を確保していくことが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域は令和5年度に実施した地域計画策定に向けたアンケート調査の結果によると、今後の農業経営の意向として現状維持が40.6%いることから、自作農家が大半を占めていると考えられるが、将来的には高齢化や後継者不足により農業経営者が減少することが見込まれるため、計画的に担い手への農地の集積・集約を進める必要がある。

また、一部の地域では中心となる担い手がないことから、耕作放棄地が増加しており、その管理などが地域の多面的機能支払交付金活動組織の負担となっているため、法人を含め地域外から新たな担い手を確保していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	219.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.26 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を目指す農業者に、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を図ることを基本としつつ、自作を含め、多様な担い手による農用地の有効利用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状として農地中間管理事業の認知率が低いため、地域の農業者・農地所有者への周知を行い、個人間で貸借を行っている農業者や旧農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定利用者を中心に農地中間管理事業の活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
法人等を含め地域外から新たな担い手を確保するため、機構集積協力金を活用した基盤整備事業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に埼玉みずほ農業協同組合や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生の防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金活動組織(上千塚環境保全管理組合、中川崎保全組合)を中心とした、地域で農地や農業用排水路の保全・管理等を推進していく。